

泉佐野市奨学金貸付事務取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、泉佐野市奨学金貸付基金条例（昭和53年泉佐野市条例第9号）及び同条例施行規則（昭和53年教育委員会規則第4号）の規定により、泉佐野市教育委員会（以下「教育委員会」）がその事務を適正に行うために必要な事項を定める。

（貸付対象）

第2条 貸付対象は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校等（別表の区分のとおり）に修学する希望があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者とする。

（貸付要件）

第3条 申請者は、次の要件を備えていなければならない。

- （1）保護者が本市に住所を有しており、その世帯に属する生徒であること。
- （2）高等学校等に在学中であること。
- 2 前項に規定する保護者とは、父又は母その他奨学生を扶養している者をいう。
- 3 申請者は、世帯を異にする連帯保証人（原則として市内在住者）を立てなければならない。

（申請）

第4条 奨学金の貸付申請は、次のとおりとする。

- （1）申請期間 毎年4月1日から同月15日まで
ただし、最終日が閉庁日にあたる場合はその前日とする。
- （2）申請書類
 - ①奨学金借受申請書（様式第1号）
 - ②在学証明書
 - ③住民票（記載事項の省略不可）※決定後に提出
 - ④保護者及び連帯保証人に関する証明書等
 - ・当該年度1月2日以降に転入した場合は、前住所地の前年度所得証明書
 - ・印鑑証明書 ※決定後に提出
 - ・課税世帯の場合は納税証明書 ※決定後に提出

（奨学生審査選定委員会）

第5条 教育委員会は、泉佐野市奨学生審査選定委員会（以下「選定委員会」）を開催し、申請した者のうちから奨学生を選定する。

2 選定委員会の委員は次のとおりとする。

- （1）教育長
- （2）教育委員 2名以上
- （3）教育部長

（認否決定通知）

第6条 教育委員会は、奨学生の認否決定について、申請者に対し奨学金貸付決定通知書（様式第2号）又は奨学金貸付申請不採用通知書（様式第3号）により通知する。

（貸付台帳）

第7条 学校教育課は、奨学金の貸付けを決定したときは、奨学金貸付台帳（様式第4号）に貸付状況を記録し、整理しなければならない。

（貸付金額）

第8条 奨学金の額は、月額40,000円以内で申請した額とし、別表に記載する額を年3回（5月、10月、1月）に分けて貸し付ける。

- 2 貸付金額は、本人から申請された 10,000 円を単位とする額とし、貸付期間中、変更はできないものとする。ただし、貸付けを停止又は廃止する場合は、この限りではない。

（貸付期間）

第 9 条 奨学金の貸付期間は、高等学校等の正規の修業期間とする。ただし、特に必要があると認める場合は、その期間を延長し、又は短縮することができる。その際、教育委員会は奨学生又は保護者に対し、事由の詳細がわかる書面の提出を求めることができる。

（届出義務）

第 10 条 奨学生は、次の各号に該当するときは、それぞれ当該各号に掲げる書類により教育委員会に届け出なければならない。

- （1）毎年 4 月 在学証明書
 - （2）本人、保護者又は連帯保証人の住所、職業その他重要な事項に変更のあったとき
異動届（様式第 5 号）
 - （3）休学、復学、転学又は退学しようとするとき 休学等届（様式第 6 号）
 - （4）奨学金を辞退しようとするとき 奨学金辞退申出書（様式第 7 号）
- 2 奨学生であった者で奨学金の返還を終了していないもの又は保護者若しくは連帯保証人が住所を変更したときは、異動届（様式第 5 号）により教育委員会に届け出なければならない。

（貸付けの停止）

第 11 条 奨学生が休学したときは、休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月の前月までの期間奨学金の貸し付けを停止し、その旨奨学金停止・廃止通知書（様式第 8 号）により通知する。

（貸付けの廃止）

第 12 条 奨学生が次の各号のいずれかに該当したときは、奨学金の貸付けを廃止することができる。

その場合、奨学金停止・廃止通知書（様式第 8 号）により通知する。

- （1）条例第 4 条及び要綱第 2 条に規定する要件を失ったとき。
- （2）条例、規則及び要綱に違反したとき。
- （3）傷病その他の理由により修学の見込みがないと認めたとき。
- （4）前各号のほか、貸し付けることが適当でないと認めたとき。

（返還）

第 13 条 奨学生は、その全部を無利子で返還しなければならない。

- 2 奨学金の返還方法は、貸付期間終了の翌月から別表に記載する額を返還する。ただし、奨学金の全部または一部を繰り上げて返還する場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定にかかわらず、特別な理由があると認めた場合は、納付月及び返還額を変更することができる。
- 4 教育委員会は、奨学金の返還が開始されたときは、奨学金償還台帳（様式第 9 号）に返還状況を記録し、整理しなければならない。

（返還猶予）

第 14 条 教育委員会は、奨学生であった者が更に上級学校に進学したときは、本人の申請により、その在学期間中奨学金の返還を猶予することができる。

- 2 教育委員会は、傷病その他正当な理由のために奨学金の返還が困難と認められる者について、も本人の申請により、相当の期間その返還を猶予することができる。
- 3 前項の規定により奨学金の返還の猶予を受けようとする者は、奨学金返還猶予・免除申請書（様式第 10 号）により教育委員会に申請しなければならない。

（返還免除）

第 15 条 教育委員会は、奨学生又は奨学生であった者が奨学金返還完了前に死亡したとき又は特別の理由があると認めるときは、奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

2 前項の規定により奨学金の返還の免除を受けようとする者は、奨学金返還猶予・免除申請書（様式第 10 号）により申請しなければならない。

（借用証書）

第 16 条 奨学生は、奨学金の借受けを終了したときは、直ちに奨学金借用証書（様式第 11 号）を提出しなければならない。

（調査）

第 17 条 教育委員会は、必要があると認めるときは、奨学生の在学学校長に対し、必要書類の提出を求めることができる。

（遅延損害金）

第 18 条 奨学生又は奨学生であった者が、奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、遅延損害金及び督促に係る実費相当額を納付しなければならない。この場合において、遅延損害金の額の計算については、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条に規定する利率年 5% を適用する。

（委 任）

第 19 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会の議を経て定める。

別表（第 2 条、第 8 条、第 13 条関係）

区 分	貸付額（月額）		返還額（月額）
高等学校等（※1）	国公立・私立	5,000 円	5,000 円
大学・短期大学等（※2）	国公立	30,000 円以内	10,000 円
	私立	40,000 円以内	10,000 円

※1：高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、専修学校の高等課程

※2：大学、短期大学、専門学校、専修学校の専門課程

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。